

平成24年度（繰越） K102-Y1

排水樋管詳細設計業務委託

特記仕様書

鹿角地域振興局 建設部

## 1. 設計業務共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、秋田県建設交通部制定「設計業務等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

## 2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

# 第 1 章 総 則

## 第 1 条 業務内容

本業務は、米代川 鹿角市花輪字用野目地内における排水樋管の詳細設計を行うものである。

## 第 2 条 打合せ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打合せは、業務着手時、中間時（2回）及び業務完了時の計4回とするものとする。なお、その他甲乙の業務担当者の判断により、適宜、別途打ち合わせを実施することができるものとする。

## 第 3 条 業務計画書

共通仕様書に定める業務計画書は、委託共通仕様書【参考資料】に掲載されている「業務計画書作成例」に準じて作成するものとする。

## 第 4 条 資料の貸与

業務に必要な資料のうち、秋田県建設部所掌のものについて、受注者から申し出があった場合には、発注者が貸与する。

## 第 5 条 電子納品対象業務

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの殻業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、国土交通省「土木設計業務等の電子納品要領（案）」（以下「要領（案）」とする）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを示す。

なお、書面における署名または押印の取り扱いについては、別途調査（監督）職員と協議するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第1条 設計項目

設計項目とは次に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

#### 排水樋管詳細設計（柔構造形式RC構造）

1. 設計計画
2. 現地踏査
3. 基本事項の検討
4. 基本事項の決定
5. 構造設計 図面作成、数量計算を含む  
設計条件の確認  
基礎工  
本体工  
ゲート及び操作室  
高水・低水護岸及び土工等  
地盤処理工（置換基礎）
6. 施工計画
7. 仮設構造物設計、図面作成、数量計算を含む
8. 数量計算
9. 概算工事費の算出
10. 照査
11. 耐震性能照査業務（照査条件の設定、耐震性能照査）
12. 報告書作成

## 第3章 成果品

### 第1条 成果品作成上の留意点

成果品については、説明資料や略図等の活用、数量根拠の記載等により、わかりやすく作成すること。

### 第2条 成果の提出

成果品は「測量成果電子納品要領(案)」に基づいて作成した電子データを電子媒体（C-D-R（書き込みが一度しかできないもの））で正副2部提出する。

「要領（案）」で特に記載が無い項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議のうえ上、電子化の是非を決定する。

なお、「紙」による提出は1部とする。（パイプファイル等簡易なもの）

### 第3条 業務委託成果品の電子納品に関わる費用

成果品の納品に関わる費用については、従来通りの扱いとし、歩掛等の増減は行わない。

### 第4条 検査

検査にあたり必要な機器類は発注者が準備し、検査員が閲覧を希望する書類の検索・閲覧を行うための機器操作は請負者が行うことを原則とする。

なお、受注者の都合で検査に必要なソフトウェアを準備する場合には、機器類を含めて用意することができるものとする。

### 第5条 電子納品によりがたい場合の措置

請負者が電子納品によりがたい場合には、発注者の承諾を得て、従来通り紙媒体で書面及び資料の提出を例外的に行うことができる。

### 第6条 調査

発注者が電子納品に関わる調査を行う場合、請負者は調査に協力するものとする。

## 第4章 そ の 他

### 第1条 業務担当者

業務担当者は業務内容に良く精通したものとし、直接この業務を行う者とする。

# 河川構造物（水門、樋門・樋管）の耐震性能照査業務（新設時）

## 特記仕様書

### 第1章 総則

#### 第1条 業務目的

本業務は、秋田県が管理する一級及び二級河川に新設する河川構造物（水門、樋門・樋管）の耐震性能照査（平成24年2月3日河川構造物の耐震性能照査指針による）を実施することを目的とする。

### 第2章 業務内容

#### 第1条 耐震性能照査

##### 1. 照査条件の設定

耐震性能照査を行うため、以下について基本条件を設定するものとする。

##### ①照査地震動の設定

##### ②照査外水位の設定

（平成19年5月河川構造物の耐震性能照査において考慮する河川における平常時の最高水位の算定手引き（案）による。）

##### ③液状化の判定

なお、照査外水位の設定後に、治水上又は利水上重要な水門、樋門・樋管該当するかの確認を行う。

##### 2. 耐震性能照査

門柱、基礎、ゲート、函渠の各部材毎に、性的照査法による耐震性能の照査を行うものとする。なお、照査部材に変更が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

耐震性能照査は、レベル1地震動に対しては震度法による耐震性能1の照査とし、レベル2地震動に対しては地震時保有水平耐力法による耐震性能2又は耐震性能3の照査を行うものとする。なお、治水上又は治水上重要な水門、樋門・樋管に対して耐震性能2の照査を行い、それ以外の構造物については、耐震性能3の照査を行うものとする。

# 現 場 説 明 書

工事番号：平成24年度 繰越 K102-Y1

## 1. 業務全般

当該業務における業務条件について、新たな事項が発生した場合は別途協議します。

## 2. 積算内容

設計条件は次のとおりに想定しております。

- ①構造：柔構造形式
- ②断面積：2 m<sup>2</sup>未満
- ③連数：1連
- ④管長：1.1 m以上2.3 m未満